

文京区議会議長交際費の支出基準改正（案）新旧対照表

新				旧			
第一条～第九条（略）				第一条～第九条（略）			
別表（第五条関係）				別表（第五条関係）			
弔意に関する支出基準				弔意に関する支出基準			
区分	事項	支出 限度額	備考	区分	事項	支出 限度額	備考
現職区議会 議員	香典 生花又は花環	30,000円 時価		現職区議会 議員	香典 生花又は花環	30,000円 時価	
同 配偶者又 は実父母、子	香典 生花又は花環	10,000円 時価		同 配偶者又 は実父母、子	香典 生花又は花環	10,000円 時価	
元区議会議員	香典 生花又は花環	10,000円 時価		元区議会議員	香典 生花又は花環	10,000円 時価	
同 配偶者又 は実父母、子	香典 生花又は花環	5,000円 時価		同 配偶者又 は実父母、子	香典 生花又は花環	5,000円 時価	
名誉区民	香典 生花又は花環	別途協議 時価		名誉区民	香典 生花又は花環	別途協議 時価	
同 配偶者又 は実父母、子	香典 生花又は花環	別途協議 時価					
特別区政功 労者等	香典 生花又は花環	10,000円 時価		特別区政功 労者等	香典 生花又は花環	10,000円 時価	
同 配偶者又 は実父母、子	香典 生花又は花環	5,000円 時価					
その他	香典 生花又は花環	10,000円 時価		その他	香典 生花又は花環	10,000円 時価	
同 配偶者又 は実父母、子	香典 生花又は花環	5,000円 時価					
(注)「その他」とは、別表中の他の区分に該当しないもので、文京区議会及び区政に著しい功績を挙げた者並びに区政関係団体等の役員等をいう。				(注)「その他」とは、別表中の他の区分に該当しないもので、文京区議会及び区政に著しい功績を挙げた者並びに区政関係団体等の役員等をいう。			

施行期日（予定） 平成30年4月1日